

&lt;教育報告&gt;

## 特殊課程「保健情報システム(厚生行政総合情報システム)技術研修」

林 正幸 (保健統計学部)

国立公衆衛生院では平成2年度より特殊課題「保健情報システム(厚生行政総合情報システム)技術研修」を設け、現在までに地方自治体の保健情報処理を担う人材の要請に助力してきた。1980年代の初頭に始まった高度情報処理機器の利用は、1985年前後には、わが国に新しい文化を形成するかの勢いで定着し、その後の急速な普及により、一般社会を支えるコミュニケーションの要として発展を続けている。保健医療の分野では取り扱うデータの特殊性から情報化の波にやや遅れた感があったが、医療用としては十数年前に実用化された開業医や小規模病院向けの医事システムに始まり、現在では医事情報はもちろんのこと、薬事、検査情報やレントゲン等画像情報の処理をも包括した総合医療システムが稼働している。保健の分野、特に地方自治体においては、情報システムについてそれぞれ条例や独自のコンセプトをもっており、導入や利用の状況はかなり異なっている。しかしながら、厚生省では将来の都道府県等を経由する保健医療情報交換の増大に備え、VAN(付加価値通信網)を利用した通信回線の統合化を実施し、オンラインによる保健所や市区町村への保健医療情報還元・提供システムなどを稼働させている。その第1歩として昭和61年(1986)から始まった、国(厚生省)との結核・感染症情報のオンラインによる交換システムの導入に端を発し、近年の公衆衛生業務へのパソコン・コンピュータやオフィス・コンピュータの普及はめざましく、情報や処理に関して共通化を画策するなど今後の課題も多いが、現在いわゆる保健所等情報システムの第2段階にまで成熟してきており、定型業務の処理や帳票管理のほか保健医療政策の策定支援等に利用されている。

「厚生行政総合情報システム(WISH: Wide-area Information-exchange System for Health and wel-

開講期間：第1回1991年7月22日～7月24日

第2回1991年9月2日～9月13日

第3回1992年2月24日～3月6日

fare administration.)」は平成2年(1990)12月より運用が開始され、共用システムと個別システムから構成されている。共用システムは平成3年(1991)12月から運用が開始され、後述する個別システムを使用している厚生省の機関及び関係機関が共同で利用することが可能な厚生省関係の公表情報のデータ・ベースと関係機関間の情報交換を目的とする電子掲示板・電子メールシステムを統合したものである。一方個別システムは、平成4(1992)年3月末現在において「地域保健医療計画支援システム」が稼働している。このシステムは保健所や地方自治体が所管地域に見合った保健医療計画を策定するために市区町村、保健所あるいは2次医療圏別の保健・医療・福祉に関する情報を商用VANを経由してオンラインで提供するものである。各自治体・保健所の端末では提供されたデータを蓄積し、表計算ソフトやグラフ作成ソフトなど流通ソフトを利用して保健医療計画策定に必要な資料を作成し、地域の公衆衛生関係者や住民に示すことができるシステムである。平成4年度中には、別システムとして稼働中の結核・感染症サーベイランス・システムの機能を、WISHで2番目の独自システムとして取り入れ、以後徐々に厚生行政を支援する総合情報システムとして充実が図られることになっている。

各地方自治体、保健所は、このシステムから提供される情報に地域独自の調査データを加味した独自の「地域保健医療計画データ・ベース」を各保健所に設置されている端末パソコン・コンピュータあるいは地方自治体衛生主管に設置されているオフコンやワーク・ステーション上に構築し、地域の公衆衛生向上に有効な情報の利用を図ることが可能である。国立衛生院ではこれに応えられる人材を要請するため、特殊課程：保健情報システム技術研修を設け、「厚生行政総合情報システム(WISH)」の一個別システムである地域保健医療計画支援システムを有效地に利用し、地方自治体・保健所において地域保健医療計画を策定すると共

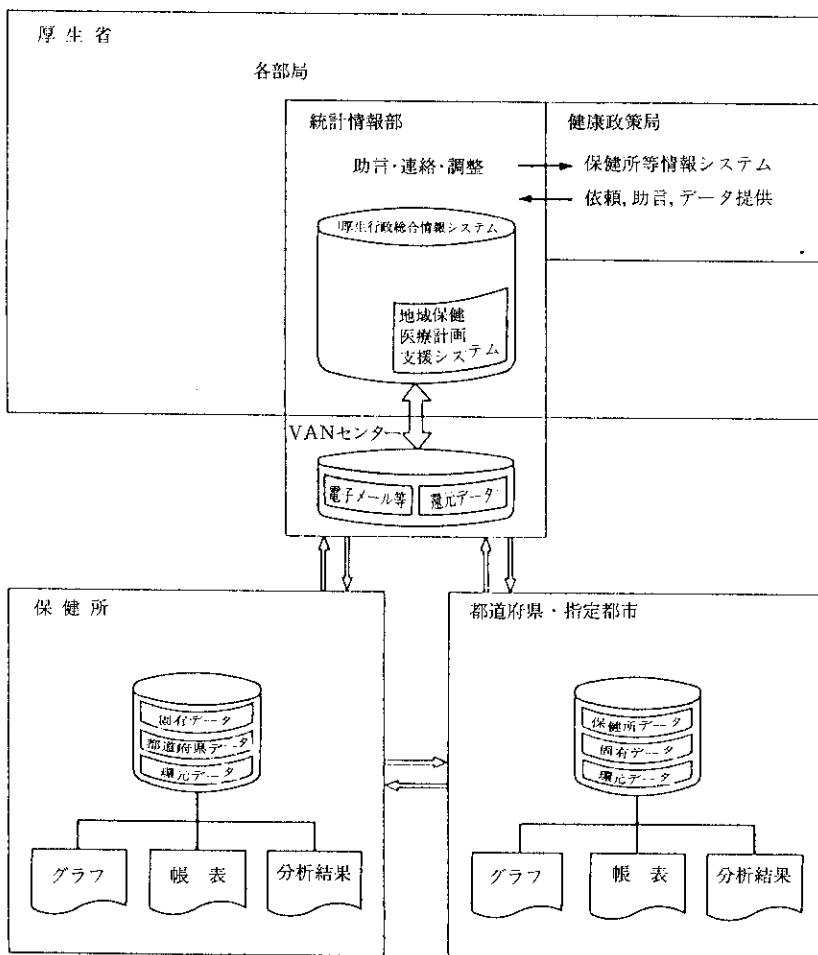


図 厚生省の総合情報システム概念図

に、各自治体における保健情報処理の人材確保にむけ、教育も担当できる中堅技術者要請のため教育研修を実施してきた。平成2年度2回、平成3年度3回の累計受講者数はおよそ一般コース160名、管理者コース70名であり、平成4年度5回（予定）の受講者を加えるとそれぞれ270名程度、200名程度となる予定である。しかしながら、一般受講者は当初の予定であった全保健所の1/3+地方自治体+特別制令指定都市=350～400を対象数とするとこれにはとうてい及ばない。また、受講者の内訳を勘案すると、保健所職員はおよそ半分を占めるにすぎず、しかも職員の人事移動等により情報システムの空白が未だ充分に埋められないまま今日に至っているのが現実である。さらに、情報処理機器

の発展が加速度的であるにも関わらず、保健所における情報処理技術の向上が充分とはいい難い状況となっている。また、情報処理技術は保健計画の作成支援のみならず、地域住民、医師会、医療機関、職員への地域特性の周知、保健所業務の省力化・簡便化、保健所活動の評価ほかにとって非常に大きく、重要なテーマであることが認識されている。すなわち的確な情報処理が日常の保健所活動を計画的にしかも評価を加えつつ実施して行くことにつながり、最終的には保健所の活性化が達成可能となる一つのキーといえる。これらの日常活動の積み重ねが保健所全体としての保健医療計画の見直しにつながり真に地域住民のための保健所のあり方に一步近づくことになる。さらに、この経験

が市町村レベルで実施される保健福祉計画の中核となり、保健・医療・福祉のバランスのとれた融和がなされることにもつながると考えている。地域保健活動の充実強化について（平成2年6月28日厚生省健康政策局長通達：健政発第390号、及び平成2年6月28日厚生省健康政策局計画課長通達：健政計第22号）、いくつかの具体的な事業がなされてきたが、その基本は、人口の高齢化、疾病構造の変化、国民ニーズの多様化等、地域保健を取り巻く状況が変化してきたことに伴い、保健所に期待される役割も変化してきたことを受けて、保健所を地域保健活動推進の中心的扱い手として位置付け、地域保健等の情報システムの整備・拡充を図るとともに他の関連部所との連携を密にすることにより、保健所の機能を充実・強化して保健所に課せられた業務の積極的な推進を図ることにある。この通達では(1)他地域保健医療計画の具体化、(2)総合相談事業、(3)広域的・専門的対人保健サービス、(4)総合的な在宅ケアの体制づくり、(5)栄養・運動・休養面からの健康づくり、(6)地域特性に対応した先駆的事業、(7)公衆衛生関係者に対する研修事業、(8)市町村の保健事業実施に対する指導・技術援助等の業務について積極的な推進を図ることになっている。

地域保健医療計画の具体化については、地域の実情に即した具体的施策を盛り込んだ地域保健医療計画を作成・推進する事が求められており、保健所においてその地域診断能力、保健医療サービスの総合調整機能等を充分に発揮することを期待されている。総合相談事業では、必要な情報の収集、整理、共有等保健所内の相談受け入れ体制を充分に整え、保健所の情報データベースをも活用した総合相談窓口の確立がもとめられている。広域的・専門的対人保健サービス、総合的な在宅ケアの体制づくりにおいては、保健所単位でし

か無し得ない細やかなサービスを求められている。栄養・運動・休養面からの健康づくりでは、栄養・運動・休養面からの総合的な健康づくりを新たな視点に立って推進することをもとめている。地域特性に対応した先駆的事業においては、管内の地域特性をふまえたものにも重点をおくことが必要とされ、それぞれの保健所が先駆的、独走的な事業を展開するよう求めている。公衆衛生関係者に対する研修事業では、地域保健を推進する中心的扱い手である保健所においても、地域の実情に応じた研修を実施するよう求めている。さいごに市町村の保健事業実施に対する指導・技術援助等については、今後とも市町村が行う各種保健事業の実施状況を十分に把握し、実情に即した指導、技術援助等をよりいっそう積極的に行うことが求められている。

本技術研修は本院の従前から多くの研究成果に基づいたノウハウの蓄積とこれに充分対応可能な最新の情報処理機器を備えた情報処理施設を基礎として成り立っており、今後は保健医療サービスの総合調整機能を十分に発揮しつつ、次の時代を考慮した地域保健医療経過の策定、相談窓口運用のための保健総合データベース構築・運用、対人サービスのための管理システムに関する教育・訓練や地域の実情を分析し地域保健を推進する中心的扱い手である保健所において実情に応じた研修を行うことの可能な人材の養成、そのた先駆的・独走的な事業を展開し、実情に即した指導、技術援助等を行える人材の養成等を目的に発展させて行く予定である。さらに、自治体職員を対象とし、保健所等で構築されたデータ・ベースの一元化や総合的解析、統合された地域保健医療計画の策定と評価等、大規模な地域における保健・福祉・医療情報についての教育・訓練も併せて実施して行く予定である。